

10. 用語解説

【 あ 】

NPO	自発的に公益的な活動を行う民間非営利団体。
エコツーリズム	自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態のこと。概念には、地域住民の働き場が組み込まれていることなど観光収入が地域にもたらされることも必要条件に含める場合も多い。
エコファーム	店舗等から出る野菜や肉の加工くずから堆肥をつくり、その堆肥を使って安全・安心な野菜を生産するなどの資源が循環する農園。
エコロジカルネットワーク	生態系の保全・再生を図るために、生き物の生息・生育空間となる緑を中心として、生態学的に好ましい環境を有機的に連結するシステム。
援農	生産状況の理解、労働力不足の補い等のために、消費者が有償または無償で農作業を手伝うこと。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。

【 か 】

「(仮称)セントラルパーク」構想	さいたま市の緑と水の空間の保全・再生と創出のための取り組みとして、見沼田圃の全体的な保全・活用・創造に向けた、先導的プロジェクト。
河畔林	河川周辺の森林のうち、下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものをいう。上流の狭い谷底や斜面にあるものは「溪畔林」という。
環境学習	身近な環境から地球環境まで幅広い視野で、環境問題についての理解と認識を深め、環境にやさしい行動を推進していく学習のことをさす。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをさす。
観光農園	農家が農地を使って農産物の収穫等の一部農作業を体験あるいは観賞させて代金を得る農園。
衝帯	ゾーニング（地域区分）のひとつで、コアエリア（核心地域）を取り囲む地域。自然保護・保全を目的とする場合、コアエリアが地域外からの影響を受けることを緩和させるために設定する。逆に騒音などのディスアメンティ（不快、不便、不都合）要素に対しては、ディスアメンティ要素の発生源が地域外に及ぼす影響を軽減させるために設定する。
教育ファーム	自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農業者と共に一連の農作業等の体験の機会を提供する教育的取組。
協働	多様な部門や組織が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊整備地帯内の良好な自然環境を形成している緑地で、住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等の目的で、国土交通大臣が指定する緑地。
クールアイランド	都市部において周辺より温度が低くなっている地域。

クラインガルテン	農耕地をいくつかの小区画に区切り市民に貸し付け宿泊施設なども併設された滞在型貸農園のこと。
景観計画	景観法の規定により、景観行政団体が、良好な景観形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項等を定めたもの。
景観農業振興地域整備計画	景観計画に定めた景観計画区域内にある農業振興地域において、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項等を定めるもの。
景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。
広域避難場所	災害が一段落した後、住家を失ったり帰宅できない住民等が臨時に生活を行う市や県等の管理する鉄筋、鉄骨造の建物の拠点のこと。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語。
コミュニティサイクル	レンタサイクルの形態のひとつであり、街の一定範囲内の至るところに設置してある自転車を、好きな場所で借りたり、返却することができるシステム。
コミュニティバス	既存バス路線ではカバーしきれない交通空白地区（ 1 ）・交通不便地区（ 2 ）の補完など、利用者のニーズに対応する乗合バスのこと。本市においては、潜在需要はあるが市民ニーズに即したバスサービスが提供されていない地区において、将来的にバス事業者が自主的に運行できるバス路線とすることをめざして、市民・市・バス事業者の3者が一体となって育てるバスとしている。 （ 1 ）交通空白地区市街化区域内で鉄道駅から1km又はバス停から300mのサービス圏域外の地区。 （ 2 ）交通不便地区市街化区域内で公共交通のサービス圏域内に含まれていても運行本数が少ない地区（バス運行本数30便/日未満）。
公有地化推進事業	埼玉県が取組事業のことであり、荒地地化の拡大や新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図ることを目的に、見沼買取りや借受けを行なう。

【 さ 】

さいたま市(仮称) 見沼基本計画策定協議会	平成22年度に、(仮称)見沼基本計画について公正かつ専門的な立場から評価・意見等を行うことを目的に設置された学識経験者や市民代表者等からなる協議会のこと。
在来種	もともと、その地域に存在している動植物のこと。
里地	都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である。
残土	道路、下水道、河川、鉄道等の公共工事、ビル、住宅等の民間工事等建設工事に伴って発生する土砂類をいう。
自然環境	人間や生物を取り巻き、その生存や行動などに密接な関連をもつ、土地・大気・水・生物などからなる自然界の状況。

自然護岸	従来のコンクリートブロックで固めるだけの護岸工事とは異なり、治水上の安全を確保しつつ植物の良好な育成環境に配慮した、水と緑豊かな護岸のこと。
自然緑地	さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地など、一定の条件に該当する緑地を保全するために市長が指定するもの。自然緑地は公開する緑地である。
湿生植物	湿潤な水辺・湿原などに生育する植物群。ヨシ・イ・サワギキョウなど。
児童体験農園事業	さいたま市の事業であり、市内全小学校5年生を対象に田圃の田植えと稲刈りの体験機会を募集し、希望のあった小学校が参加する事業。
市民農園	都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。
斜面林	文字通り斜面にある森林のことで、谷や低地を縁取る形で存在しており、多様な生物が生息し、豊かな生態系が保持されている場合が多い。
重要種	固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種のこと。
首都圏の都市環境インフラの ランドデザイン	平成16年に国土交通省がとりまとめた成果であり、都市再生プロジェクトの一環として、関係省庁及び都県市から成る協議会を設置し、広域のかつ総合的な視点で取り組む必要性から首都圏の自然環境の在り方についての目標等を定めた。
食農教育	食べ物についての学習や農業体験、生き物や農村の自然にふれあうことによって、「食」や「農業」「環境」の重要性について考えるきっかけとなる学習方法。
水生生物	海洋・湖沼・河川・地下水等の水中に生活する生物のこと。
生態系	植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合したひとつのシステムのこと。
生物多様性	さまざまな生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、さまざまな生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとしている。
瀬と淵	川の流れが速く浅い場所を瀬、その前後で流れが緩やかで深いところを淵という。
雑木林	広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、さまざまな木が入りまじって生えている林のこと。かつて、用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いた。
【 た 】	
多面的機能	多面的機能とは、多面にわたる機能のことをさし、農業の多面的機能の場合、国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成、文化伝承など農業生産活動が行われることにより生ずる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことをいう。

地域用水	用水が灌漑に利用されるだけでなく、生活に密着した「地域の水」として、農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄等に活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全、水路の水質保全等の役割を果たしている用水のこと。
地産地消	「地域で生産された農産物を地域で消費する」あるいは、「地域で必要とする農林産物を地域で生産する」を意味することばの略。
調節池	洪水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節・調整する施設。河川のために設けられるものを「調節池」といい、雨水のために設けられるものを「調整池」という。
通過交通	車や徒歩などである地域を移動する際、直接その地域に用がなく通過するだけの交通のこと。
特定外来生物	外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法（平成 16 年制定）」によって規定された生物。平成 22 年 3 月現在、アライグマ、タイワンリスなど 97 種類が指定されている。
特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地の保全を図ることを目的に「都市緑地法」に基づいて指定する地域地区。市内では平成 18 年度に初めて、大和田緑地公園を指定している。
都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の国又は地方公共団体が設置する公園のこと。
都市林	主として動植物の生息地・生育地である樹林地などの保護を行うことを目的として設置される都市公園。
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。
土地改良区	土地改良法に基づき、一定の地域において、15 人以上の農業者により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。
土地改良事業	客土や区画整理、灌漑・排水の整備などを行い、農地の生産性を高めること。
【 な 】	
ネットワーク	あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態をいう。
農業振興地域の整備に関する法律	1969（昭和 44）年に制定された法律であり、総合的に農業の振興を図るべき地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を定めている。
農業生産法人	一定の要件のもとに農業に従事する者が中心となって組織し、農業を主体とした事業を行う農地法に規定された法人であり、農地を取得して農業経営を行うことができる。
農地・水・環境の保全向上対策	平成 19 年度から農林水産省が実施する対策であり、農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組や、環境にやさしい先進的な営農活動について支援を行っている。

農地法	農地に関する基本法であり、耕作者の農地取得の促進、その権利の保護、土地の農業上の効率的な利用を図るための農地関係の調整などを定めている。
【 は 】	
パーゴラ	ツタやバラなどのつるを絡ませるため、格子に組んだ棚。
パブリックコメント	行政による施策を原案段階で公表し、市民一般から意見を募り、その上で意志決定を行う手続。
ヒートアイランド現象	人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンからの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるなどの問題が顕在化している。
ビオトープ	生物を意味する「BIO」と、場所を意味する「TOPE」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。
福祉農園	障害者が身近な自然や農業に接することを通じ、障害者の生産活動・社会教育・文化・レクリエーション活動などの社会参加の機会 拡大を図るための農園。
物理的デバイス	ハンブ(路面を盛り上げたコブ)や狭さく(車道幅を局所的に狭めた部分)などの速度抑制策。
ブランド化	ある財やサービスを同カテゴリーの他の財やサービスと区別するための概念。例えば、地域の農林水産物・食品について、地域の特性を活かした付加価値を付けて販売し、消費者の支持・信頼を得ようとする地域ブランド化の取組が全国各地で行われている。
ふるさとの森	昭和 54 年に埼玉県が制定した「ふるさと埼玉の緑を守る条例」において、「埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全する」することを目的に埼玉県が指定した緑地のこと。
歩車分離	歩行空間の安全性を確保するために、歩道と車道の進入口を分離すること。
【 ま 】	
道の駅	休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設のこと。
緑のトラスト保全	財団法人さいたま緑のトラスト協会が行う「ナショナル・トラスト運動」のことであり、ナショナル・トラスト運動とは、一人ひとりが少ない負担から自然や歴史的な環境を守る運動のこと。現在、第 11 号地までの指定がある。
見沼グリーンプロジェクト研究会	平成 13 年 11 月に見沼田圃の将来像とその実現化方策及びセントラルパーク基本構想について検討するため発足した組織であり、研究会の開催や調査・計画立案への助言、提案等の検討を行なった。
見沼グリーンプロジェクト懇話会	平成 15 年度に「見沼グリーンプロジェクト研究会」を発展的に改組した組織であり、見沼田圃の保全・活用・創造の実現化方策等に関する検討調査に対して意見を行ってきた。

見沼三原則	<p>昭和 40 年に埼玉県が見沼田圃の下流部を洪水の被害から守るため、遊水機能を保持することを目的に制定した開発抑制策のこと。</p> <p>見沼田圃農地転用方針（三原則）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．八丁堤以北県道浦和岩槻線、締切までの間は将来の開発計画にそなえて現在のまま原則として緑地を維持するものとする。 2．県道浦和岩槻線以北は適正な計画と認められるものについては開発を認めるものとする。 3．以上の方針によるも芝川改修計画に支障があると認められる場合は農地の転用を認めないものとする。
見沼新時代へ	<p>2 か年に及ぶ見沼グリーンプロジェクト研究会の検討内容をとりまとめ、見沼田圃の将来像及びセントラルパーク基本構想を提言した提言書のこと。</p>
見沼代用水	<p>江戸時代（享保年間）にそれまでの見沼溜井に代わる農業用水の供給施設として、利根川の水を利用するために新たに開削された用水路。埼玉県行田市にある利根大堰から取水され、県東南部～東京都足立区にかかる約 60km を埼玉県を南北に縦断するように流れている。現在は、これらの地域に農業用水を供給している他、荒川連絡水道専用水路を通じて用水の一部を荒川へと送り埼玉県及び東京都の水道用水としても利用されている。</p>
見沼溜井	<p>1629 年（寛永 6 年）に代官頭伊奈備前守忠次が農業用水の確保を目的に、見沼への流入水を堰き止めるための堤を築いて造成した、面積 1200ha に及ぶ平均水深 1 m の溜井のこと。</p>
見沼田圃のこれからを考える ワークショップ	<p>「（仮称）見沼基本計画」の策定にあたり、見沼田圃の保全・活用・創造に関わる様々な市民の意見・アイデア等を把握し、それらを十分に反映した計画づくりを行うことを目的に開催したワークショップ。</p>
「見沼田圃の散歩みち」 ガイド	<p>市民・来訪者に見沼田圃へ訪れて頂くことを目的として、市民等とさいたま市が協働で作成した見沼田圃の総合観光案内マップのこと。</p>
見沼田圃の保全・活用・創造 の基本方針	<p>見沼田圃を農地・公園・緑地などとして土地利用を図ることなどを定めた方針。平成 7 年に埼玉県が策定。</p>
【 や 】	
屋敷林	<p>屋敷の周囲に設置された林。屋敷森とも呼ばれる。防風や防雪の目的で設置され、特に家々が孤立している場合に有効。</p>
野生生物	<p>自然界で自立・自律的に種、個体群が維持される生物であり、進化の中で獲得した形質を保っているものを指す。</p>
谷戸	<p>台地や丘陵地が湧水等の浸食によって複雑に刻み込まれた地形のこと。</p>
遊休農地	<p>農地法において定義された用語であり、「耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」とこれ以外の「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」をいう。</p>
遊水	<p>洪水が起きたときに、一時的にその水を導き、蓄えることにより、本川の水位を下げる。そうした働きをもつ場所を「遊水地」という。</p>
優良農地	<p>一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。</p>

【 わ 】

ランドコーディネーター	さいたま市独自の制度で、農作物の作付けだけでなく、農地の多面的機能や農業関連法などについて複合的な知識・技術を有する新たな担い手のこと。
レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。
レンタサイクル	市民や来訪者に自転車を貸し出すサービスのこと。自治体や民間事業者が運営しており、特に鉄道駅の近くにサービスがあることが多く、鉄道利用者の二次交通としての役割を果たしている。
ワンド	河川敷にできた池状の入り江のことであり、本川から離れた溜まりも含む。

さいたま市見沼田圃基本計画

平成 23 年 1 月

さいたま市都市局都市計画部みどり推進課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

TEL 048-829-1413 FAX 048-829-1979